



福岡医発第 1557 号 (地)

平成 29 年 9 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び
訓練の実施の徹底について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関しましては、平成 29 年 8 月 16 日付け福岡医発第 1310 号 (地)「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアルについて」においてご案内申し上げたところですが、今般、標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

要配慮者利用施設は、社会福祉施設、学校、医療施設、児童福祉法上の助産施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であることから、避難確保計画の策定及び訓練の実施の徹底が求められています。

つきましては、貴会におかれましても本件について改めてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【国土交通省ホームページ】<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

水害関係 政策・仕事>水管理・国土保全>「水防法等の一部を改正する法律」が施行されました

土砂災害関係 政策・仕事>砂防>土砂災害防止法が改正されました

小郡三井医師会より

救急災害医療担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

(地Ⅲ111)

平成29年8月29日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

温泉川 梅代

要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び
訓練の実施の徹底について

今般、標記の件について、各都道府県等民生主管部（局）長宛に通知がなされ、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より本会に対しても情報提供がありました。

水防法及び土砂災害防止法では、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設が要配慮者利用施設とされており、児童福祉法上の助産施設が該当することから、助産施設においても避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底が求められております。

なお、要配慮者利用施設の避難計画に係る情報につきましては、別添参考の国土交通省ホームページに掲載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、自治体と連携の上適切な支援が行われるよう、貴会管下郡市区医師会及び貴会管下会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

子子発 0823 第 1 号
社援保発 0823 第 1 号
障企発 0823 第 1 号
老推発 0823 第 1 号
老高発 0823 第 3 号
老振発 0823 第 1 号
老老発 0823 第 1 号
平成 29 年 8 月 23 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び
訓練の実施の徹底について（依頼）

今般、平成 28 年 8 月の台風 10 号による被害を踏まえて策定された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）が施行され、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（以下「施設」という。）の所有者又は管理者（以下、「管理者等」という。）は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられました。

これについては、平成 29 年 6 月 19 日付け『「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について（雇児総発 0619 第 1 号、社援保発 0619 第 1 号、障企発 0619 第 2 号、老推発 0619 第 2 号、老高発 0619 第 1 号、老振発 0619 第 1 号、老老発 0619 第 1 号、国水環防第 5 号、国水砂第 10 号）』において、都道府県関係部局及び管内市町村と共同して確認・調整し、施設の避難計画の点検を適切かつ確実にを行うようお願いしたところです。避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。その際、国土交通省ホームページに掲載されているマニュアル及び手引きを積極的にご活用いただくとともに、緊急時の連絡体制の構築など、施設と積極的に連携し避難計画が実効性のあるものとなるよう施設の避難計画策定等へのご支援をお願いします。

また、施設については、介護保険法等の事業法や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画をい

い、以下、「非常災害対策計画」という。)の策定が義務付けられています。避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記する形で作成することが可能です。

国土交通省ホームページ

【水害関係】

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【土砂災害関係】

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

<要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト>

【水害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「防災」
 - 「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」
 - 「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※今後国土交通省 HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

- ・ 掲載内容：
 - 水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊
 - 避難確保計画のひな形
 - 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

【土砂災害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「砂防」
 - 「土砂災害防止法が改正されます」

URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

- ・ 掲載内容：
 - 土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
 - 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き
(手引き、作成例、チェックリスト)
 - 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル